

# 公益社団法人日本トリアスロン連合（JTU）

## 役員候補者選考委員会規程

### （目的）

第1条 この規程は、公益社団法人日本トリアスロン連合（以下「JTU」という）役員選任規程第6条に定める役員候補者選考委員会の設置に関し必要な事項を定め、かつその運営の円滑化を図ることを目的とする。

### （候補者選考委員会）

第2条 JTUは前条の目的を達成するため、役員候補者選考委員会（以下「委員会」という）を設置する。

2 委員会は、社員総会で選任される理事及び監事（以下「役員」という）の候補者の推薦を行うことを任務とする。

3 委員会は、社員総会に諮る役員候補者を推薦し、これを理事会に報告する。

### （候補者選考委員）

第3条 委員会を構成する委員は、選考対象者以外の以下の者から会長が指名し、理事会の承認を得て委嘱する。

① 社員

② 参与・顧問

③ オリンピック、パラリンピック、世界選手権などに出場実績のある者

④ 外部有識者

⑤ 事務総長及び事務局長

⑥ 会長が委員として適任であると認められる者

2 委員は5名以上10名以内とする。

### （選考委員長）

第4条 委員会には委員長（以下「委員長」という。）を置く。

2 委員長は委員の互選とする。

3 委員長は委員会を代表し委員会を招集する。

4 委員長は、委員会運営に必要があると認めるときは、事務局員を補助者として参加させることができる。

### （委員会の定足数等）

第5条 委員会は、構成員の3分の2以上が出席し、その過半数をもって決する。

(選考情報の公開等)

第6条 委員会は候補者の選考過程の議事録を作成し、理事会の求めに応じ議事録を提出しなくてはならない。

2 委員及び委員会に出席した者は、本件で知り得た個人に係る情報を漏らしてはならない。

(選考事務処理)

第7条 委員の推薦に関する事務処理は、JTU事務局がこれを行う。

2 事務局は、委員会に対して、役員候補者の推薦に関して次に掲げる情報を提供する。

- (1) 理事及び理事会の有する権限、理事の欠格事由その他の理事に関する法令及び定款の規定の内容
- (2) 理事候補者の推薦理由、JTU及びその理事、監事及び社員との関係、その他の理事候補者に関する情報
- (3) その他役員の選任に関し必要な事項

(雑則)

第8条 この規程に定めるものの他、委員会の運営等に関する必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

(規程の変更)

第9条 この規程は、JTU理事会の決議により変更することができる。

附則 1 この規程は、2021年4月1日から施行する。

<2021年4月1日 臨時理事会承認>